

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会
第4回会議 議事録

- 1 日 時 令和8年8月6日（木） 17時00分～20時30分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
 労働者代表委員 出席3名 定数3名
 使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第4回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第が1枚、また机上資料として、先に446回審議会でお配りした資料の更新分として、島根県の経済情勢、過去の資料ナンバーで言いますと、資料ナンバー10の更新版の資料をワンセットでお配りしております。以上です。

【部会長】 次に、事務局から定足数及び会議の公開状況を報告してください。

【係 長】 本日は委員の皆様全員に出席をいただいております、定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示しました結果、3名の傍聴希望者であり、本日は2名の方が傍聴されますので、併せてご報告をいたします。

【部会長】 前回の第3回専門部会では、労働者側引き上げ額64円、使用者側引き上げ額45円と労使双方から金額の提示がありましたが、金額に開きがあるなど、いくつか更なる議論を行う必要があることから、今回の専門部会に持ち越すことになっておりました。まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けて何かご発言があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【橋本委員】 はい。ちょっと確認として質問いたします。

労働者側がお示しになった6.1%の根拠となるところは、この2026年春季生活闘争の最終回答集計結果における有期短時間契約等労働者の賃上げの加重平均の数字でよろしいですか。

【景山委員】 はい。

【橋本委員】 この契約等労働者っていうのに派遣は含まれるんですか。

【部会長】 はい、景山委員。

【景山委員】 はい。派遣も含んだくくりにはなっているんですけど、派遣の方の組合員籍というのは、ほとんど連合にはないという承知はしているところです。

【橋本委員】 なるほど。はい、わかりました。ありがとうございます。

【部会長】 その他、何かございますでしょうか。

（「ありません。」）

【部会長】 ないようであれば休会といたします。委員の方々は各々別室にてお話しください。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

(休 会)

(再 開)

【部会長】 それでは会議を再開します。

労使それぞれ具体的な金額を提示いただき、労働者側がプラス 6 4 円、使用者側はプラス 4 8 円の提示があり、現時点では、なお労使双方の主張に開きがあります。

さらに議論が必要と認められますので、引き続き第 5 回の専門部会において金額の審議を行いたいと思います。

【部会長】 会議次第の 3 番目のその他ですが、委員の皆様、何かありますか。

(「ありません。」)

【部会長】 事務局から何かありますか？

【室 長】 今回の開催日程ですが、今回は 8 月 1 0 日の 1 7 時 0 0 分と承っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」)

【部会長】 それでは次回第 5 回専門部会は 8 月 1 0 日の 1 7 時 0 0 分から開催します。

次回専門部会は公開とし、議事録も公開とします。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第 5 条第 1 項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第 6 条第 2 項により非公開、同条第 3 項により議事要旨を公開することと

します。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。